

『2010年版 出る順行政書士 合格基本書』第1刷の訂正箇所につきまして

2010年10月18日現在

LEC書籍をご利用いただきましてありがとうございます。

『2010年版 出る順行政書士 合格基本書』第1刷の記載内容につきまして、訂正箇所がございます。

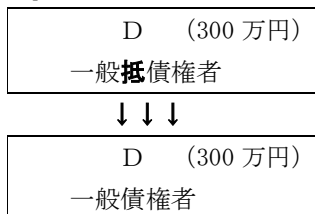
同書の第1刷（「索引」ページ直後の「奥付」をご確認ください）をお持ちの方は、大変おそれいりますが、下記の内容をご確認ください。

GD08359 『2010年版 出る順行政書士 合格基本書』第1刷

訂正箇所	誤（×）	正（○）
(p.19) 側注 *1 「ことばの意味」 NEW!	自由権 国家が個人の自立的領域に	自由権 国家が個人の自律的領域に
(p.24) 側注 *1 「判例ゼミ」	森川キャサリーン事件（最判平元.3.2）があります	森川キャサリーン事件（最判平4.11.16）があります
(p.36) 判例 NEW!	サンケイ新聞事件 ① ……同条から直接に反論分掲載請求権が生じない。 ② 条理または人格権に基づく反論分掲載請求権は	サンケイ新聞事件 ① ……同条から直接に反論文掲載請求権が生じない。 ② 条理または人格権に基づく反論文掲載請求権は
(p.38) 側注 *1 「プラスアルファ」 NEW!	とされています（最判平18.10.3）。	とされています（最決平18.10.3）。
(p.41) 4行目	戸別訪問の禁止（最大判昭56.7.21）	戸別訪問の禁止（最判昭56.7.21）
(p.50) 判例	第三者所有物没収事件 ② 第三者に告知・聴聞の機会を与えないでした没収は、29条および31条に反しない。	第三者所有物没収事件 ② 第三者に告知・聴聞の機会を与えないでした没収は、29条および31条に反する。
(p.52) 判例 NEW!	川崎民商事件 ③ ……同規定は「自己に不利益な供述」を強要するものとはいえない。	川崎民商事件 ③ ……同規定の「自己に不利益な供述」を強要するものとはいえない。
(p.59) 判例 NEW!	猿払事件（最大判昭49.11.6） 寺西判事補戒告事件 ② ……目的と一律禁止と手段には	猿払事件（最大判昭49.11.6） 寺西判事補戒告事件 ② ……目的と一律禁止の手段には
(p.96) 判例 NEW!	売春取締条例事件 ……罪刑法定主義の定める	売春取締条例事件 ……罪刑法定主義を定める

訂正箇所	誤 (×)	正 (○)
(p. 119) 側注 * 4 「ことばの意味」	善意 「善意」とは、ある事実を 知っている ことをいいます。これに対して、ある事実を 知らない ことを「悪意」といいます。	善意 「善意」とは、ある事実を 知らない ことをいいます。これに対して、ある事実を 知っている ことを「悪意」といいます。
(p. 127) 条文	第 96 条【詐欺又は強迫】 3 前 2 項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができる。	第 96 条【詐欺又は強迫】 3 前 2 項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。
(p. 161) 側注 * 3 「具体例で覚えよう！」	例えば、A が死亡し B と C が共同相続し、 C の債権者 D が C の持分を差押えた後に C が相続放棄した場合 、	例えば、A が死亡し B と C が共同相続し、 C が相続放棄した後に C の債権者 D が C の持分を差押えた場合 、
(p. 163) 立法趣旨	動産取引において、占有を信頼して取引した者は、 譲受人 の権利の有無とは関係なく権利を取得するという公信の原則を採用し、	動産取引において、占有を信頼して取引した者は、 譲渡人 の権利の有無とは関係なく権利を取得するという公信の原則を採用し、

(p. 191) 【抵当権またはその順位の譲渡・放棄】 **NEW!**



訂正箇所	誤 (×)	正 (○)
(p. 215) 9 行目 NEW!	認められません (最判昭 46. 11. 9)。	認められません (最判昭 46. 11. 19)。

(p. 225) 【多数当事者の 1 人について生じた事由のまとめ】

(※) 保証人の債務が 更改 (435 条) によって 消滅 した場合は、 単純保証・連帯保証 のいずれにおいても、主たる債務者にその効果が及びます。

訂正箇所	誤 (×)	正 (○)
(p. 233) 側注 * 3 「具体例で覚えよう！」	C がこれを返済しなければ、B は抵当権の実行により土地を失うので、 B にかわって弁済することが考えられます。	C がこれを返済しなければ、B は抵当権の実行により土地を失うので、 C にかわって弁済することが考えられます。

訂正箇所	誤 (×)	正 (○)
(p. 242) 解答と解説 NEW!	2 × 直接自己への引渡しも請求できる (大判昭 7. 6. 21)。	2 × 直接自己への引渡しも請求できる (大判昭 10. 3. 12 参照)。
(p. 268) 側注 * 2 「プラスアルファ」	賃貸人 が有益費を支出後、賃貸人が交替した場合は、賃借人は旧賃貸人に有益費の償還を請求できません (最判昭 46. 2. 19)。	賃借人 が有益費を支出後、賃貸人が交替した場合は、賃借人は旧賃貸人に有益費の償還を請求できません (最判昭 46. 2. 19)。
(p. 278) 下から 13 行目 NEW!	執行の問題 (670 条 1 項等)、 組合の内部的な業務執行の問題 (670 条 1 項など) 、組合の財産関係が問題となります。	執行の問題 (670 条 1 項等) や 組合の財産関係が問題となります。
(p. 309) 5 行目 NEW!	取消しを裁判所に請求できます (812 条・747 条・ 808 条 1 項後段)。	取消しを裁判所に請求できます (812 条・747 条)。
(p. 363) 判例	受益的行政行為の取消に関する判例 1 (最判昭 33. 9. 9) 受益的行政行為の取消に関する判例 2 (最判昭 43. 11. 7)	授益的行政行為の取消に関する判例 1 (最判昭 33. 9. 9) 授益的行政行為の取消に関する判例 2 (最判昭 43. 11. 7)
(p. 370) 9 行目	相手方は取消訴訟で争うことが できません 。	相手方は取消訴訟で争うことが できます 。
(p. 379) 2 行目	行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該 人制 に対する処分をするまでに要すべき標準的な 機関 (標準処理 機関) を定めるよう	行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該 申請 に対する処分をするまでに要すべき標準的な 期間 (標準処理 期間) を定めるよう
(p. 381) 下から 7 行目 NEW!	必要に応じ、 申請者以外の者に意見聴取を行い、その意見を聴く機会を、適当な方法により、設けるよう	必要に応じ、 公聴会の開催その他の適当な方法により、申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう
(p. 383) 3 行目 NEW!	恣意を抑制し、 拒否理由を	恣意を抑制し、 処分理由を

(p. 385) 【聴聞手続における主体】 **NEW!**

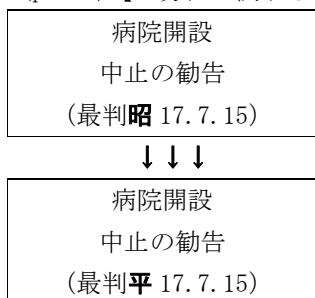
参加人 (17 条 1 項)	当事者以外の者で不利益処分につき利害関係を有する者
----------------	---------------------------

↓↓↓

参加人 (17 条 2 項)	当事者以外の者で不利益処分につき利害関係を有する者 (関係人／17 条 1 項) のうち、 聴聞手続に参加する者
----------------	--------------------------------------------------------------------------

訂正箇所	誤 (×)	正 (○)
(p. 406) 5 行目	共同不服申立てをしようとする場合は、3 人を 以内 総代を互選することができます。	共同不服申立てをしようとする場合は、3 人を 超えない 総代を互選することができます。
(p. 408) 側注 *1 「ことばの意味」 NEW!	処分の効力の停止 形式的な効力をもつ処分の	処分の効力の停止 形 成 的な効力をもつ処分の

(p. 423) 【処分性に関する判例】 **NEW!**



訂正箇所	誤 (×)	正 (○)
(p. 437) 12 行目	無効等確認訴訟は、「当該処分又は裁決に続く 等 処分により損害を受けるおそれのある」場合	無効等確認訴訟は、「当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある」場合
(p. 443) 【差止めの訴えの 判決までの流れ】	(i) 行政庁が処分・裁決を すべき ことが根拠法令から明らかな場合 (ii) 行政庁が処分・裁決を しない ことが裁量権の逸脱・濫用の場合	(i) 行政庁が処分・裁決を すべきでない ことが根拠法令から明らかな場合 (ii) 行政庁が処分・裁決を する ことが裁量権の逸脱・濫用の場合
(p. 450) 2 行目 NEW!	以下の(1)から (6) が成立要件となります。	以下の(1)から (5) が成立要件となります。

(p. 452) 【規制権限の不行使の違法に関する判例】

(※) 「×」⇒「違法ではない」 「○」⇒「違法である」

訂正箇所	誤 (×)	正 (○)
(p. 452) (5) (6) NEW!	(5) 公務員の故意・過失 (6) 損害の発生	(4) 公務員の故意・過失 (5) 損害の発生
(p. 457) 12 行目	国家賠償請求 請求 をなすべき相手方が明らかでない場合に備え、	国家賠償請求をなすべき相手方が明らかでない場合に備え、

訂正箇所	誤 (×)	正 (○)
(p. 457) 下から 3 行目 NEW!	また、単に補助金を交付しているにすぎないものについても費用負担者にあたるとするのが判例です（最判昭 50. 11. 28）。	また、国が補助金を交付している場合も、単に補助金を交付しただけで直ちに費用負担者にあたるわけではないが、国が法律上一定の負担義務を負う場合には費用負担者にあたりうるとするのが判例です（最判昭 50. 11. 28）。
(p. 472) 2 行目	議長が、条例で定めにより、	議長が、条例の定めにより、
(p. 474) 下から 11 行目	議会の会議は公開を原則ですが、	議会の会議は公開が原則ですが、
(p. 476) 下から 1 行目 NEW!	さらに会計管理職の事務を	さらに会計管理者の事務を
(p. 477) 1 行目	出納員その他の会計職員を置かれますが、	出納員その他の会計職員が置かれますが、

(p. 510) 【国または都道府県の関与に関する係争処理】 **NEW!**

	国地方係争処理委員会	自治紛争処理委員会
	国地方係争処理委員会	自治紛争処理委員

↓↓↓

訂正箇所	誤 (×)	正 (○)
(p. 515) 下から 5 行目 NEW!	という形態が求められることになるのです。	という形態が求められることになるのです。
(p. 532) 10 行目 NEW!	執行者社員各自が会社を代表する権限を	執行社員各自が会社を代表する権限を

(p. 552) 【株式会社の機関設計の基本的ルール】 **NEW!**

⑥会計監査人を置く会社は、監査役を置かなければならない
↓↓↓
⑥会計監査人を置く会社（委員会設置会社を除く）は、監査役を置かなければならない

訂正箇所	誤 (×)	正 (○)
(p. 577) 7 行目 NEW!	金銭等の出費の目的の全てを、	金銭等の出資の目的の全てを、
(p. 605) 14 行目 「法律不遡求」ルビ NEW!	ほうりつふふきゅう	ほうりつふそきゅう

(p. 610) 【三審制】

刑事訴訟法	
<民事訴訟法>	<民事訴訟法>
最高裁判所	最高裁判所

(p. 633) 【政治資金規正法の制定と主な改正】

1948年	政治資金規正法制定（1975年献金額制限なし）
-------	-------------------------

↓↓↓

1948年	政治資金規正法制定（1975年 改正まで 献金額制限なし）
-------	--------------------------------------

訂正箇所	誤（×）	正（○）
(p. 672) 3行目	受給権者の請求に基づき 社会保険庁長官 が裁定を行うことにより開始します。	受給権者の請求に基づき 厚生労働大臣 が裁定を行うことにより開始します。
(p. 677) 2行目 NEW!	環境 基本法 は大規模公共事業等につき、	環境 影響評価法 は大規模公共事業等につき、
(p. 694~695) 2 暗号技術 【共通鍵暗号方式】 【公開鍵暗号方式】 NEW!	暗号技術	暗号 化 技術
	復号化	復号
	復合化	
(p. 732) 解答と解説	1 × 不正アクセス禁止法は、電気通信回線を介しての不正アクセス も 規制の対象とする（不正アクセス禁止法3条2項各号）。	1 × 不正アクセス禁止法は、 コンピュータに端末から直接アクセスすることは規制の対象とせず 、電気通信回線を介しての不正アクセスを規制の対象とする（不正アクセス禁止法3条2項各号）。

以上のとおり、訂正してお詫びいたします。制作上の不手際によりご迷惑をおかけし、まことに申し訳ございません。なにとぞよろしくお願いいたします。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部